

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デイリーポート新鮮館中田店・ツルハドラッグ名取上余田店
名取市上余田千刈田2番地9
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社マルニ 代表取締役 伊藤 栄吾
気仙沼市東新城三丁目5番地2
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行
東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 市町村の意見の概要
(1) 店舗の規模等の拡大によって増加が予想される事業系一般廃棄物については、
「名取市一般廃棄物収集運搬許可業者」と契約を行い、適正に処理されたい。
(2) 設置される施設が騒音規制法、振動規制法及び特定施設に該当するときは名取市に届け出るとともに、周辺の生活環境に支障を及ぼすことの無いよう、必要な措置を講じ適正な維持管理に努められたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，名取市役所及び仙台市役所
- 6 縦覧期間
平成30年6月1日から平成30年7月2日まで（ただし，閉庁日を除く。）